

# 入札説明書

下記業務に係る一般競争入札については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

沖縄県 企業局 経理課

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和2年度 土地の表示登記に係る用地測量調査業務委託
- (2) 業務実施場所 沖縄県全域
- (3) 業務内容 表示登記業務仕様書による。
- (4) 業務実施期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからイまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
  - ア 土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が3人以上在籍する土地家屋調査士法人であること。
  - イ 公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

## 3 本入札に参加することができない者

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
- (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- (3) 法人でその役員のうちに暴力団等反社会勢力に属する者がいること。

## 4 入札に関する質問、回答

- (1) 本件入札に関する質問は、質問書を書面にて受け付ける。
  - ア 受付期間 令和2年4月27日（月）から令和2年5月7日（木）  
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜及び祝祭日を除く）。
  - イ 提出場所 沖縄県企業局経理課管財班
  - ウ 提出方法 FAXで提出すること。  
※FAX送信する場合は、必ず電話により到着確認を行うこと。
- (2) 質問に対する回答は、5月11日（月）までにFAXで返信する。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保 の納付若しくは提供。ただし、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条第 2 項の規定に該当すると認められる場合は、その全部又は一部を免除することができる。
- (2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保の納付若しくは提供。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の規定に該当すると認められる場合は、その全部又は一部を免除することができる。

## 6 入札、開札及び落札

- (1) 入札参加者は、仕様書に定める各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札の際は、封筒に入札書と業務内訳書（第 3 号様式（その 2））を同封すること。なお、業務内訳書（第 3 号様式（その 2））には予定数量が計上されていない項目についても、単価を記入することとする。

- (2) 入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (5) 委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名押印のうえ封筒に入れて提出する。
- (6) 入札・開札日時 令和 2 年 5 月 15 日（金）の午前 10 時より
- (7) 入札・開札場所 沖縄県庁 2 階 労働委員会会議室

## 7 入札の無効と落札決定の取り消し

以下に掲げる事項に該当する入札は無効とする。また、落札者決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 日付を欠く入札、または入札の年月日と合わない入札
- (4) 記名押印を欠く入札(代表者印は登録印、代理人印は認印可)
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- (9) 予定価格が事前に公表された場合に、当該予定価格を超えた金額でした入札
- (10) その他入札の条件に違反した入札
- (11) 虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札
- (12) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認後、本県から指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- (13) その他沖縄県財務規則第126条各号の規定に該当する入札、その他関係法令に違反した者のした入札

## 8 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、沖縄県財務規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。

## 9 入札参加資格の確認申請

2の入札参加資格に掲げる事項について、参加資格の有無の確認を行うので、本件入札への参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付し、下記の定めるところにより提出すること。

- (1) 提出日時 令和2年4月27日(月)から令和2年5月7日(木)  
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜及び祝祭日を除く)。
- (2) 提出場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県企業局経理課管財班  
(沖縄県庁12階)  
電話番号 098-866-2154 (担当:知念)
- (3) 提出方法 原則として提出場所へ郵送すること(提出期間の消印有効)。やむを得ず持参する場合、提出の受付は沖縄県庁1階で行うので電話連絡のうえ持参すること。

(4) その他

- ア 資料等の作成に要する費用は、申請者が負担すること。
- イ 提出された書類を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めない。

10 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認結果については、各申請者に競争参加資格確認通知書により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。
- (2) 入札参加資格がないと判断された者は、その理由の説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由。
  - ア 受付期間 令和2年5月11日(月)から令和2年5月13日(水)  
午前9時から午後5時まで。
  - イ 受付方法 9-(3)に同じ。